

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第6号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年1月12日 02時27分ごろ	
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼沖 犬吠埼灯台から真方位053° 6.2海里（M）付近 （概位 北緯35° 46.2′ 東経140° 58.0′）	
事故等調査の経過	平成23年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五十八 ^{きょうとく} 共徳丸、84トン 126614、株式会社儀助漁業 B 漁船 第五十一 ^{いしだ} 石田丸、80トン 137227、株式会社石田丸漁業	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首先端凹損 B 左舷船尾外板凹損	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか6人が乗り組み、約70～80隻の僚船が操業する犬吠埼沖において、南方に向けて魚群探査を行っていた。</p> <p>船長Aは、船首左20° 0.5M付近にB船の右舷灯を初認し、その後、B船との船間距離が約500mとなったとき、B船の船尾を通過するつもりで15°左転した。</p> <p>船長Aは、他船の動静を確認した後、前方に視線を戻したところ、B船がA船船首正面で右旋回していることを知り、右舵をとるとともに機関を後進にかけた。</p> <p>B船は、船長ほか20人が乗り組み、犬吠埼沖で操業していた。</p> <p>船長Bは、揚網作業を終え、魚群探査のために右舵をとって航走を開始して船首がほぼ北西方に向いたころ、右舷船首約20～30° 約650mにA船のレーダー映像を初認し、その後、衝突を避けるため、右舵20°に増した。</p> <p>両船は、平成23年1月12日02時27分ごろ、犬吠埼北東方沖で、A船の船首部とB船の左舷船尾部が衝突した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船及びB船は、犬吠埼北東方沖において魚群探査を行いながら航行中、両船が適切な見張りを行っていなかったことから、A船の船首部とB船</p>

	の左舷船尾部が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、犬吠埼北東方沖において、A船及びB船が魚群探査を行いながら航行中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。